

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	公 告
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可申請の概要 (山城北保健所) 247	○土地改良区役員の就退任届 (山城広域振興局) 250
○森林施業省力化促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 (林業振興課) 250	○土地改良区役員の退任届 (丹後広域振興局) 251
	○府営土地改良事業計画の変更 (中丹広域振興局) 〃
	○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所、中丹東土木事務所) 〃

## 告 示

### 京都府告示第191号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったが、その概要は次の1のとおりである。

なお、同条第4項の規定により、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和6年4月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

#### 1 申請の概要

##### (1) 申請者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 日本ジフィー食品株式会社

住 所 大阪市中央区久太郎町二丁目4番31号 クラボウ本社ビル4階

代表者 取締役社長 岡崎 健二

##### (2) 工場の名称及び所在地

名 称 日本ジフィー食品株式会社宇治工場

所在地 宇治市大久保町田原1番地

##### (3) 特定施設に関する事項

###### ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第2号に掲げる畜産食料品製造業の用に供する施設原料処理施設3基（以下「A施設」、「B施設」及び「C施設」という。）及び同号ハに掲げる湯煮施設3基（以下「D施設」、「E施設」及び「F施設」という。）

###### イ 能力

別表1のとおり

###### ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

着手予定年月日 法第5条第1項の許可のあった日

完成予定年月日 着手の日から7日を経過した日

使用開始予定年月日 完成の日

エ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間  
8時30分から17時までのうち7時間25分

オ 使用の季節的変動  
なし

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量  
別表2のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法  
別表3のとおり

イ 設置年月日  
昭和58年11月15日

ウ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間  
終日

エ 使用の季節的変動  
なし

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量  
別表4のとおり

2 縦覧等の期間及び場所

(1) 期間

令和6年4月9日から令和6年4月30日まで

(2) 場所

関係書類を京都府山城北保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。  
なお、宇治市役所においてその書類を閲覧することができる。

別表1

区 分	項 目	能 力
A施設		200kg/h
B施設		400kg/h
C施設		100kg/h
D施設		600kg/h
E施設		450kg/h
F施設		450kg/h

別表2

項 目 区 分		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値						汚 水 等 の 量
		p H	B O D	C O D	浮 遊 物 質 量	窒 素	りん 燐	
A 施設	通 常	5~7.5	mg/L 1,000	mg/L 5,000	mg/L 200	mg/L 40	mg/L 10	m <sup>3</sup> /日 0.1
	最 大	5~8	2,000	10,000	400	80	16	0.5
B 施設	通 常	5~7.5	1,000	5,000	200	40	10	0.1
	最 大	5~8	2,000	10,000	400	80	16	0.5
C 施設	通 常	5~7.5	1,000	5,000	200	40	10	0.1
	最 大	5~8	2,000	10,000	400	80	16	0.5
D 施設	通 常	5~7.5	2,000	50	40	40	10	0.15
	最 大	5~8	4,000	100	100	80	16	0.2
E 施設	通 常	5~7.5	10,000	5,000	300	40	10	1.2
	最 大	5~8	200,000	6,500	500	80	20	1.5
F 施設	通 常	6~7	1,000	25	25	25	5	0.1
	最 大	6~7.5	2,000	50	50	40	8	0.2

別表3

種 類	標準活性汚泥処理施設
構 造	鉄筋コンクリート
能 力	600 m <sup>3</sup> /時間
処 理 の 方 法	好気性硝化処理法

別表4

区 分		項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値							汚 水 等 の 量
			p H	B O D	C O D	浮 遊 物 質 量	窒 素	りん 磷	油 分	
排 水 処 理 施 設	通 常	処理前	6.2	mg/L 1,900	mg/L 850	mg/L 1,030	mg/L 46	mg/L 5.3	mg/L 100	m <sup>3</sup> /日 204
		処理後	6.3	5.0	4.5	25	16.5	4.5	1	204
	最 大	処理前	7.2	2,400	1,200	5,400	160	18	880	308
		処理後	7.0	44	9.9	140	61	11	23	308



京都府告示第192号

森林施業省力化促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月9日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

森林施業省力化促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

森林施業省力化促進事業補助金交付要綱（平成元年京都府告示第475号）の一部を次のように改正する。

第1条、第10条及び第11条中「要綱」を「告示」に改める。

別表第1中「森林組合、」を「市町村、森林所有者、森林組合、」に、「森林整備法人」を「林業経営体（自己又は他の者の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他の者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っているものをいう。）」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月9日から施行し、この告示による改正後の森林施業省力化促進事業補助金交付要綱の規定は、令和6年度分の補助金から適用する。

公 告

普賢寺土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年4月9日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員  
(1) 理事

住 所	氏 名
京田辺市高船里158	岡 田 典 悦
〃 水取高井谷78	大 富 益 義
〃 天王下垣内62	中 谷 喜 市
〃 打田宮下23	奥 村 弘 俊
〃 水取御家97	藤 林 英 和
〃 〃 稲葉2	森 島 寿 夫
〃 打田宮下28	堂 出 勝 也

京田辺市高船里136	岡 田 尚 剛
〃 〃 谷川86	尾 壽 利 裕
〃 天王下垣内61	井 辻 孝 夫
〃 〃 縄手 3	井 辻 正 治

(2) 監事

住 所	氏 名
京田辺市打田宮前 8	藪 内 寛
〃 天王庄谷61・62合地	辻 尾 隆 男
〃 水取門田 1	南 吉 郎

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京田辺市水取地藏講 7	大 富 敏 一
〃 〃 御家97	藤 林 英 和
〃 〃 地藏講59	山 本 誠 孝
〃 打田宮前81	奥 西 善 弘
〃 〃 宮下23	奥 村 弘 俊
〃 〃 〃 28	堂 出 勝 也
〃 高船里158	岡 田 典 悦
〃 〃 〃 136	岡 田 尚 剛
〃 〃 谷川86	尾 壽 利 裕
〃 天王下垣内31	中 富 忠 則
〃 〃 〃 61	井 辻 孝 夫
〃 〃 〃 62	中 谷 喜 市
〃 〃 灰ヶ原36	松 本 好 次

(2) 監事

住 所	氏 名
京田辺市天王上樋ノ本44	井 辻 忠 一
〃 打田宮前 8	藪 内 寛
〃 普賢寺宇頭城110	田 宮 正 雄



丹後土地改良区の役員の退任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり退任した役員の名及び住所の届出があった。

令和6年4月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

退任役員（理事）

住 所	氏 名
京丹後市峰山町矢田341	山 本 邦 昭



土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により府営土地改良事業（朝来中地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業計画の利害関係人で当該変更について異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に書面で知事に審査請求をすることができる。

令和6年4月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 縦覧に供する書類の名称  
変更後の府営土地改良事業（朝来中地区）計画書の写し
- 縦覧の期間  
令和6年4月9日から令和6年4月30日まで
- 縦覧の場所  
京府中丹広域振興局農林商工部地域づくり振興課  
なお、舞鶴市役所において関係書類を閲覧することができる。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年4月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
京田辺市河原里ノ内62  
(関連区域)  
京田辺市河原里ノ内61の2の一部、62の2、62の3、63の8の一部、74の4の一部、83の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
宇治市大久保町上ノ山36の1  
株式会社ホームズ
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
舞鶴市字倉谷小字大縄1350の39  
(関連区域)  
舞鶴市字倉谷小字大縄1350の10の一部、1350の15の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
大阪市北区大淀中一丁目1の88  
積水ハウス株式会社